

平成 2 1 年 第 2 回

猪名川上流広域ごみ処理施設 組合議会（臨時会）会議録

平成 2 1 年 3 月 2 7 日 開会

平成 2 1 年 3 月 2 7 日 閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

目 次

◎応招議員	1
◎審議結果	2
◎第1日会議録（3月27日）	
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席を求めた者	4
○事務局職員	4
○議事日程・付議事件	5
○会議の顛末（速記録）	6～21
----- 開 会 -----	
議長あいさつ	6
管理者あいさつ	6
議員の出欠報告	6
----- 開 議 -----	
諸般の報告	6
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 議案第8号	7
日程第4 議案題9号	13
日程第5 議案第10号	19
管理者あいさつ	21
議長あいさつ	21
----- 閉 会 -----	

第2回 猪名川上流広域ごみ
処理施設組合議会（臨時会）

応 招 議 員

審 議 結 果

第 1 日 会 議 録

平 成 2 1 年 3 月 2 7 日

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年3月27日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 岩 田 秀 雄

第 1 日 黒 田 美 智

会議録署名議員

同 平 岡 讓

員 議 招 応

1 番	福	田	長	治	2 番	松	田	恭	男
3 番	梶	田	忠	勝	4 番	前	田		貢
5 番	岡	本	一	志	6 番	今	中	喜	明
7 番	安	田	忠	司	8 番	宮	坂	満	貴子
9 番	久	保	義	孝	10 番	岩	田	秀	雄
11 番	吉	田	げん	ぱち	12 番	岩	城	重	義
13 番	新	賀		保	14 番	植	村	壽	雄
15 番	秋	元	美	智子	16 番	黒	田	美	智
17 番	平	岡		讓	18 番	西	谷	八	郎治

(1 8 名)

審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 結 果	備 考
議 案 8	猪名川上流広域ごみ処理施設組合行政財産 使用料徴収条例の制定について	21. 3, 27	21. 3, 27	可 決	
議 案 9	平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設 組合補正予算（第3回）	〃	〃	可 決	
議 案 10	平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設 組合補正予算（第1回）	〃	〃	可 決	

◎ 出席議員

2番	松田恭男	3番	梶田忠勝
4番	前田貢	7番	安田忠司
8番	宮坂満貴子	9番	久保義孝
10番	岩田秀雄	12番	岩城重義
13番	新賀保	14番	植村壽雄
15番	秋元美智子	16番	黒田美智
17番	平岡譲	18番	西谷八郎治

(14名)

◎ 欠席議員

1番	福田長治	5番	岡本一志
6番	今中喜明	11番	吉田げんぱち

◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	真 田 保 男
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	中 西 啓 輔
事 務 局 長	浜 田 剛
次長 (総務担当)	渡 部 秀 男
兼 総 務 課 長	
次長 (施設建設担当)	雪 岡 健 次
兼 施 設 建 設 課 長	
参 事	井 上 功
施 設 建 設 課 主 幹	野 村 徹

◎ 事 務 局 職 員

書 記	南 正 好
書 記	茨 木 実

◎ 議事日程・付議事件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議 案 8	猪名川上流広域ごみ処理施設組合行政財産使用料徴収条例の制定 について
4	議 案 9	平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算(第3回)
5	議 案 10	平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算(第1回)

◎会議の顛末（速記録）

開 会 午後 1 時 3 0 分

○議長（岩田秀雄君） ただいまより、平成 2 1 年第 2 回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会は、条例制定、補正予算を審議する重要な議会であります。議案の内容につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位の綿密周到なるご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

本議会のご審議にご精励くださいますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

次に、管理者からごあいさつをいただきます。管理者。

○管理者（大塩民夫君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成 2 1 年第 2 回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の中にもかかわりませずご参会をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方のご精励に対し、深く敬意を表するところでございます。

本日の会議の内容につきましては、条例の制定、補正予算でございます。

諸議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきたいと存じます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、大変簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） まず、本日の議員の出欠をご報告いたします。

ただいまの出席議員数は、1 4 名であります。

欠席の届け出のあった者、福田長治議員、岡本一志議員、今中喜明議員、吉田げんぱち議員であります。

開 議 午後 1 時 3 3 分

○議長（岩田秀雄君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、理事者の出席を求めていますので、ご報告いた

します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩田秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名であります。

議長において、

16番 黒田美智議員、17番 平岡 譲議員

を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日27日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 議案第8号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合行政財産使用料徴収  
条例の制定について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第3 議案第8号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合行政財産使用料徴収条例の制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。管理者。

○管理者（大塩民生君） ただいま上程をされました議案第8号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合行政財産使用料徴収条例の制定について説明をいたします。

本議案は、国崎クリーンセンターの稼働に伴い、その財産の使用につき使用料を規定しようとするものがございます。

詳細につきましては、事務局長より説明をさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 恐れ入ります。議8-2ページをお開き願います。

本条例は、行政財産の使用に係る使用料について規定しようとするもので、7条から成る条例であります。第1条で趣旨を、第2条で使用料の額の基準を定めておりまして、土

地の使用料については、土地価額に1,000分の40を乗じた額、建物の使用料については、建物価額に1,000分の70を乗じた額と、土地の使用料の額との合算額としております。第3条は使用料の納付について、第4条では還付についての定めをし、第5条では使用料の減免規定を定めております。第6条は過料の規定、第7条は委任規定であります。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。秋元議員。

○15番（秋元美智子君） 第2条の該当土地の価額に1,000分の40、その下にも建物のことが書かれておりますが、この該当土地の価額というのは、いつごろのことをおっしゃっているのか。その都度その都度変わっていくのか、あるいは一定の基準があるのか、そのあたりのご質問です。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 土地の関係でございますけれど、この部分につきましては、土地の価格ということで、この土地を買収いたしましたときの土地の標準地価格、ちなみに2,930円でございますけれども、それを基本に考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） 建物のほうは。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 建物につきましては、この建設工事にかかった金額ということでございますけれど、一応建物ということでございますので、プラント部分は除きたいいわゆる建屋の部分を基準に考えてございます。ちなみに、この価格につきましては33億4,000万ほどの額を考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） 今、建物と土地の基準価格を教えてくださいましたけれど、それに対して、今回使用される方のスペース、例えば1平方メートル当たり幾らというふうな計算と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 申しおくれましたけれど、先ほど言いました単価は1平米当たりで考えます。先ほど言いました2,930円というのは1平米当たりでございまして、これの1,000分の40が基準になる。それから、建物につきましては、細かく言いますと33億4,761万2,000円、これを建物の総延べ床面積2万3,787、これで割りまして、それで1,000分の70を掛けると平米当たりの単価、ちなみにこれは約1万円ほどの額になろうかというふうに考えてございますけれども、そういう形で1平米当たりの額を出すという形で考えております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 同じ議8-2のところですがけれども、例えばどのようなものがこの財産使用料の対象になっていくのかというのが具体的にあれば教えていただきたい。今、土地の価格、それから建物の価格ということでしたけれども、施設組合として管理する部分と、それこそリサイクルプラザのように指定管理に出す部分とか、管理のところがいろいろ違うと思うんですが、基本はこの額で統一をしていこうという方向なのかどうかというところを、済みませんがお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 今現在、具体的に想定しているものは、自動販売機でございます。ほかの部分でも若干あるかというふうに考えておりますけど、今は自動販売機を主に想定をしているということでございます。

それから、それぞれの管理の部分との関係でございますけれども、こういう自動販売機の管理につきましては、指定管理者がやる部分ではございません。置いていただいた財産使用料は組合のほうに入ってくるということで、その自動販売機の管理まで指定管理者にさすということではございません。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 今のところ具体的に出てくるのは自動販売機だけということなんですが、リサイクルプラザやいろんな啓発活動の場所がありますので、今後、例えば障害者団体が日常的に何か物を置かしていただきたいといった方向の貸し借りみたいなことというのは、まだ今後の課題ということになっているんでしょうか。その辺だけ教えてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） その貸し借りという部分でも、障害者団体なりほ

かの団体が長期的にその場所を貸してほしいという場合、これは施設のあり方とか、そういうものともかかわってくると思うんですけど、それは置かなければならないとそのときに判断しましたら、当然この条例にかかってくる部分であろうというふうに考えております。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 今後の課題ということなんですけども、全くそういうことをシャットアウトするというのではなくて、そういう事案が生じたときには、今後、それこそ指定管理は指定管理のところで話題になっていくでしょうし、組合としてはまたそういうことも考えていく段階であるというふうに認識しておいてよろしいでしょうか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 本来的には、貸し館等もしておりますし、その事案が出てきた段階でその判断をさせていただくべきやと思いますので、今この段階でこうします、ああしますじゃなしに、事案があった段階でお諮りをさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○16番（黒田美智君） ありがとうございます。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。前田議員。

○4番（前田 貢君） 今は自動販売機だけをおっしゃっておるけれども、ほかにも出てくると思うんです。しかも、これ屋内と屋外と違うと思うんですよね。あの広場を例えばスポーツ団体が使うたときに、一々屋内の自動販売機のところには行かないですよね。屋内と屋外が出てくる可能性があるのに、別々で出して合算して貸すというのは、そういうことの想定は考えてないんですかね。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 建物の考え方でございますけども、当然あらゆる方に利用していただきたい。そういった中で、施設の計画段階から、自販機というのは建物の中に取り込むということでそのスペースを設けておりますので、現在は建物外に置くという考え方はございません。そういったところから、今回の場合、自販機であれば土地と建物を合算して生じると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 前田議員。

○4番（前田 貢君） それは今の段階ですけど、これはやっぱり屋外に必要ですよ。やはり屋外でも簡単に使えるようにすべきです。屋内にすれば、早く言えば、かぎをずっとあけてるわけでもないから、いろいろあの広場を使えるようにしてるんやから、やっぱりその辺も配慮すべきですわ。

だから、これね、私は思うんだけども、こういうふう提案されているからどうのこの言いませんけれども、やはりその辺の部分と、使用料の額をこういうふう合算をするというのは、それはあくまでも基礎計算の合算であって、わざわざ条例の中にこういうことをしなくても、それは1平米何ぼということを出せば済むことですよね。別に金額を定めると。それは、管理者が年次額で定めるのと別になってるわけですね。これはただ基礎だけですやんか。物の使用料には、当然建物の取得、減価償却、あるいは土地の取得価格、それと維持管理費、当然出てきますね。それはいっぱい出てくるんですよ、この3要素以外にも。そうすると、これ2つだけかと。そんなことないでしょう。そういうことも考えると、基礎計算はそういうことでええかもわかりませんが、他の要因が入ってないんですよね。そういうことを踏まえて、例えば屋外やったら1平米何ぼ、高さ何ぼで、屋内であればこうやと、そういうことを想定せないかんと思うんです。これ余りにも単純と言うたら失礼な言い方やけど、単純明快と言うたらいいかもわからんけど、どうもその辺が生じてきますよ。そういうことを一個も配慮してない。どうなんでしょうかね。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） いわゆる土地だけの場合については、この第2条の1号で土地の価額の1,000分の40、それから建物の中につくる場合につきましては、建物価額の1,000分の70とその土地の使用料の1,000分の40を合算した分というふうな形で規定をさせていただいております。

それで、屋外で運動をされて自動販売機が要る場合もあるとおっしゃっておられるわけですが、そういうことも含めて建物のほうで考えてございます。そういう場合につきましては、倉庫棟の中、倉庫棟といいましても、倉庫だけではなくて、ちょっとロビー的なものもございしますが、そこの中に置けるようなスペースも考えてございます。そういう形で、広場をお使いになる方につきましても、当然そういうところで利用ができるような形で建物の構成を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 前田議員。

○4番（前田 貢君） 土地の価格、建物の価格、これ諸経費というのがいっぱいあるんですよね。土地をするための諸経費といたら、用地買収費の関係から登記の関係から、いろんな経費がかかるんですよ。これやっぱり諸経費は合算せなあかんわね、土地の価格に何%というのはね。実際には10%か15%かあるんですよ。そういうものをやっぱり含めなあかん。建物も同じなんですけども、そういうものを含めて、どうしても高く思うのであれば、使用料の減免という形で、そういう項目を入れて減免するというにすればはっきりするんだけども、土地の価格、建物の価格となると、これはそういうものが当然

入ってくると思うんだけど、これではちょっとはっきりしない。もう少し明確にした金額というのを出すべきで、こういうのを表でがちっとしてくると、管理者が年額で定めるとなってくると、これ毎年変わってきますわね。だから、もう少し固定的な形であるほうがいいのではないかと思うんです。管理者が年額を定めるといって、年度年度に新しくどうするのか。別表で定めたら、それは組合議会で議決したらいいことですけども、一たん条例化するとそういうわけにもいかんでしょう。それでは、果たして将来金額がどうなるかわからへんですね。将来にわたって金額は固定ということを出したほうが、もっと市民にわかりやすいし透明性がはっきりすると、私はそう思うんです。その辺がこれではちょっとわからないです。だから、事務局はわかりますよ。申請したら、こういう計算でこう出しました、この金額やというのはわかりますけども、一般の借りる団体にすると、これではわかりづらいですね。もっと周知徹底する、あるいは透明性を高めるために、そういう手法をどういうふうに考えておられるんですかね。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 今の議員のご指摘なんですけど、現実的に自販機が使う面積といいましたら、1平米前後。となれば、単価に与える影響というのはほんまに微妙な額になってくるんです。今おっしゃっていますように、例えば地価の上昇、当然建物の減価償却、それについても当然計算をしてみますが、1平米当たりの価格となれば、かなり低い数字の影響しか出てこない。その中で大きな変動が出てくるかといいますと、今言っていますように、わずか1平米ぐらいの利用であれば、その影響というのはかなり小さい数字となってきます。ただし、我々としても、適正な価格というのは、当然単年契約をいたしますので、その都度見直しはしていく考えでございますので、その辺、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（岩田秀雄君） 前田議員。

○4番（前田 貢君） 毎年適正な価格と今おっしゃったけども、それが出てこないでしょ。やっぱり借りるほうの立場で考えると、3年なら3年で見直すとか、5年で見直すとか言えばはっきりしますけども、これではただ管理者が年額で定めるといって一方的に定めて、一般の者にはわかりませんよ。団体貸しをする場合でも、個人でも。透明性がはっきりしない、そういうことを言ってるんですよ。だから、そういうことをもってはっきりこの中へ入れるべきやと、あるいは施行規則の中で出すべきだと、私はそう思うんです。その辺、いかがなんでしょうか。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 先ほどからも申し上げておりますとおり、今のと

ころ想定をいたしておりますのは自動販売機の部分だけでございます。ほかの団体あるいは個人が使用する、例えば部屋を借りる、会議室を借りる、あるいは多目的広場を借りるというものは、これは前にご審議をいただきました設置管理条例の中で、はっきりと使用料を決めて条例化しております。今、設管条例を持ち合わせていませんので、私の記憶でございませけれども、例えば多目的広場、1時間当たり全面で2,000円、半面で1,000円というふうな形で別表規定をさせていただいております。

この公有財産の使用というのは、例えば使用目的外でそういう自動販売機を置きたいというときの手数料の算定でございませるので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。宮坂議員。

○8番（宮坂満貴子君） 基本的なことがわからないんですけど、電気使用量なんかはこの場合どうなるんでしょうか。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 基本的には、その自動販売機を置く業者が負担をするということでございませ。子メーターがつけられようになっておりますので、そういう形になります。

○議長（岩田秀雄君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めませ。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されませ。

~~~~~

日程第4 議案第9号 平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第3回）について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第4 議案第9号 平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めませ。管理者。

○管理者（大塩民夫君） それでは、議案第9号 平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施

設組合補正予算につきまして説明をいたします。

今回の補正は3回目でございます。平成20年第3回臨時会で補正計上いたしました事業地のうち、未買収で残っております1筆の土地購入費について、その買収につき年度内の合意が難しいことから、これを減額しようとするもので、第1条におきまして、歳入歳出予算額を5,420万円減額し、歳入歳出予算の総額を42億363万3,000円としようとするものであります。また、第2条におきまして、地方債の限度額につきまして補正をしておるところでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） それでは、説明をさせていただきます。

当該土地購入費につきましては、施設建設について反対をされていた周辺地区と環境保全基本協定書が締結されるなど、隣接権利者の協力が得られ、当該土地の境界が画定し、種々交渉を行っておりましたが、用地交渉の最終段階におきまして権利者の方が体調を崩されましたので、年度内の合意が難しいと判断し、これを減額しようとするものであります。

それでは、補正予算事項別明細でご説明いたします。議9-5ページをお開き願います。

歳入につきましては、第6款 組合債、第1項 組合債、第1目 衛生債におきまして、当該用地購入費の財源としておりました起債予定額を減額しようとするものであります。

次に、議9-6ページ、歳出であります。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、当該土地購入費を減額しようとするものであります。なお、起債について減額していることから地方債補正を行っており、これに伴い予算説明資料を添付しております。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。安田議員。

○7番（安田忠司君） 今説明ありましたように、土地を持っておられる方が体調を壊して、3月末まで受けられないということやけど、これ16年からずっと交渉しとって、先ほどお話しありましたように、境界の明示がこうしてできてということやから、これ繰越明許にしない理由は何ですか。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 本年度、建設事業が終わるということで、新たに起債ということも難しいと考えておきまして、これにつきまして、21年度、新年度から新たに交渉をさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） その交渉過程をもうちょっとあれしてほしい。聞くところによると、体調を崩したのは最近やということですから、もともとこの土地を売ってくれるのか、売ってくれへんのか。売ってくれるんやけど、単価が低いと言うてるのか、そこら辺はどうなんですか。いろんな理由を全部言ってください。その交渉過程で体調をいつごろ崩れて、それまではうんと言うてはったのか、体調を崩して判だけつけへんからあかんようになったのか、ちゃんと聞かしてもらえへんかったらわかれへん。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） まず、この権利者との用地交渉につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたように、まず土地の面積の確定ができておりませんでした。といいますのは、隣接の方が現実的に反対をされていた地区の方でございまして、それが落ちつくまでは境界の立ち会いはできませんということで、我々としても、この権利者につきましては用地交渉はいたしておりませんでした。ただ、売っていただくということの前提があるがために、平成17年度より借地契約をさせていただいております。というのは、境界が確定でき次第、我々として早急に買収の話をさせていただきますけれども、申しわけないですけど事業として使っておりますので、その事業地部分5,000平米ほどにつきましては借地契約をさせていただきたいということで、17、18、19、20年度と予算措置をしてきたところでございますので、その辺をよろしくご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） それ以外のこと言って。聞いてることにちゃんと答えてもらってない。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 20年度の交渉の経過でございますけれども、地元と基本協定が結ばれましたのが5月でした。ただ、隣接地の所有者の方がお亡くなりになったというふうなこともございまして、時期を見ておりまして、秋に隣接の立ち会いをそれぞれお願いをして回ったということでございます。そういうことで11月に補正を上げさせていただいたところでございます。

それから隣接の方の立ち会いの日程等をいろいろ調整をいたしまして、最終的に隣接の立ち会いができて境界が確定したのが、2月になりました。2月で境界確定ができましたので、いよいよ本格的に交渉をさせていただいたということで、金額の提示まではさせて

いただいております。

ただ、この土地につきましては、今の社会情勢でございますので、随分減率をしております。そういう部分でのお話し合いはございましたけれども、売る売らないというふうな交渉の前に、先ほども局長が申しましたように、体調を崩されたということで、いわゆる減率の理由とかその内容説明まで至らなかったというふうなことで、最終的に、本年度はちょっと難しいと考えまして、この減額の補正を上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 後で21年度の借地料の話が出てくるので、その前にもう一回聞いておきますけど、ここの人は、体調は崩したけど、売ると言うてはるのかいな。私らが伝え聞くところによると、価格に対して不満持ってはるわけやろう。16年のときから境界確定の話をしておって、ほかは全部16年、17年ぐらいに買うてはるねんから、アイエヌジーでやって、そのときの値段で買うてあげたらいいん違うの。と一般的には思うねんけど。病気でんねん、判ついでくれまへんねんというだけやったらまだわかるんやけど、今お話聞いとったら、値段もちゃんと決まってへんのでしょうか。これいつごろやったら話がつくの。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 先ほども申しましたように、金額提示だけで、それについて売るとか売らないとかというお話にまだ入っておらないということでございます。

確かに減率が高いお話は私も聞きましたけれども、それでどうのこうのという部分のお話ができないということでございます。

金額について、そのまま買ってはどうかということでございますけれども、基本的な考え方としましては、今の時価で算定をさせていただいたということでございます。いろいろ考え方もあろうかと思いますが、またそういうことも含めて、21年度に仕切り直しをさせていただこうというふうな形で考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） もう一回確認すると、これ11月に補正組んで、3月までにめどをつけたらええということでやってはって、相手が体調を崩してあきまへんねんという話やけど、今お話聞いとったら、基本的にこの金額に関してイエスかノーかという話は、こん

な金額でどうでっかとは言うてると思うけど、それ以後のそれに関するやりとりというのはほとんどないということでしょう。だけど、そういうことじゃ困る。

要は、私が言いたいのは、29日に竣工式やって、4月から稼働するというのに、1筆が借地のまま残るといのはいいことないなというので、21年度で仕切り直しと言うてはるけど、それは仕切り直しでもいいねんけど、体調が1カ月調子が悪いのか、2カ月調子が悪いのか、半年調子が悪いのか、それは僕はようわかりませんけども、早う補正組んで3月末まででやろうと思うてたのに、もっと解決の方法はあったんじゃないですか。それは今ごろ言うてもしあないし、事務局の人はそれ以上に困ってはるかもわかれへんけど。要は、新しいところでやって、こんな借地1筆残してもらったら困るということですよ、ちゃんと解決してもらわんと。

それに当たって、私が言ってるように、16年、17年ぐらいからこうして交渉しとったんやから、そのときの価格で買うという方法もありますなど。それで相手さんがうんと言いはったら、それでいいん違うのという考え方もありますなど言うてるんですよ。どこでもそうやけど、現時点では地価は下がってるけど、そのときは隣接の人が反対しとったから、この当事者の人はそのときに売る意思はあっても、隣接の人があかんかったからということで、3～4年ずるずる来てるだけの話やから、そういったことは考えたらすぐできるん違うの。いやいや、そんなことありまへんねん、今現在下がってるから、新たに去年の11月から話したのが現時点での話ですもんということで当局の方が言いはるのやったらそれはそれでええねんけど、交渉の見込みありますか。見込みはいつですか。これいつごろにはっきりしますのや。21年度の補正、1年間ずっと組んではるやん、土地の借り上げ。半年ぐらいでやってはるんやったらええけど、1年間ずっとやってるんでしょ。1年たってまたあきまへんねんということですか。要は、私が言うてるのは、土地の借用は困るなど、ほかの地権者と同じように全部買うとかなないと、そこだけ借地というややこしい形で稼働してもうたら困りますなどということ、円満に解決する方法はあるんじゃないですかということ言うてるんですよ。何で去年の11月、12月、1月ごろの地価でこうしてやるのか、僕はようわかれへんねんけど。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 議員のおっしゃることはまことにごもっともと考えておまして、この借地の状態というのとは何か早く解決をしたいというふうに考えてございます。先ほども申しましたように、いろんな考え方、知恵をめぐらせまして、21年度交渉を開始したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 最後にもう一回言うけど、これ大体いつごろまでいうことで見ては
るの。だから、こんな話、相手が病気してるんじゃないしに、値段で折り合いがつかないとい
う内容じゃないかと、今話を聞いてって僕は直感的に思うてるんで、それやったら長く
かかるんじゃないんですかということ言うてるんです。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 先ほども申しましたように、できるだけ早くこう
いう状況は早く解決をしたいというふうに考えております。何とか21年中に補正予算を
上げて、議案としてお出しをできる形にしていこうということで考えております。できる
だけ早くやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） それに伴って、先ほど言われたように、16年、17年ぐらいから
ずっと借り上げてはって、買うた人は16年、17年ぐらいに全部土地をかってはんね
んやけど、そのときの値段でばって買うわけにいかんのですか。何かいろいろ問題がある
の。どういう問題があるの。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 土地の値段の関係でございますが、これは基本的
に時価で買うというふうな形が裁判例を見ましても例えば簿価で買って、それが時価と離
れているということで、違法な公金支出というふうな裁判例も見受けられます。そういう
ことも含めまして、いろんな考え方、議員がおっしゃった考え方も含めまして、法律の専
門家も含めてその辺はまた検討をしていきたいというふうに考えております。そういうこ
とで、何度も申しますように、21年度、新たな気持ちで交渉を開始していきたいとい
うふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決
されました。

~~~~~

日程第5 議案第10号 平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正  
予算（第1回）について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第5 議案第10号 平成21年度猪名川上流広域ごみ  
処理施設組合補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第10号 平成21年度猪名川上流広域ごみ処理  
施設組合補正予算につきまして説明をいたします。

今回の補正は1回目で、議案第9号で審議をいただきました土地購入について、平成  
20年度内の合意が難しいことから、平成21年度も従前と同様の土地借り上げをするた  
め、土地借り上げ料を計上しようとするもので、第1条におきまして、歳入歳出予算額を  
53万円増額し、歳入歳出予算の総額を19億8,985万5,000円としようとする  
ものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明をさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 恐れ入ります。議10-2ページをお開き願います。

ただいま管理者から説明いたしましたとおり、未買収の土地について、従前と同様、土地の  
借り上げをするため、土地借り上げ料を計上しようとするもので、歳入において、この財源と  
いたしまして、第4款 繰越金、第1項 繰越金で53万円を増額しようとし、歳出について  
は、議10-5ページの事項別明細書で詳細に記載しておりますが、第2款 総務費、第1項  
総務管理費、第1目 一般管理費、第14節 使用料及び賃借料で、土地借り上げ料として  
同額の53万円を増額しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 1点だけ確認をさせていただきます。

この土地借り上げ料というのは、先ほど5,000平米という話がありましたけれども、  
1筆というのは、斜面のところも含めてもっと広い土地だと思っておりますが、その1筆分のい  
わゆる総面積と、今回借りる分の総面積を、その分だけ教えてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 面積につきましては、総面積実測で2万4,180.  
21平米です。それで、今回この土地借り上げの対象になっております面積は、5,429.

58平米でございます。

○16番（黒田美智君） ありがとうございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 関連やけど、2万1,000のうちの5,400というけど、予算はこういう形で一部分だけ借りますという感じですねんけど、将来というか、話がなかなかつかんで、まさかこんな2万1,000平米を全部借上げてちょうだいという事は言いませんやろな。そういう意味でも早いこと買うとかなあかんでということ言うてんねんけど、そこら辺はちゃんと押さえきいてるんやろね。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 借上げをさせていただく部分につきましては、いわゆる手を加える、工事の手が入るところだけを借上げをさせていただくというふうな形で、基本的に前から権利者の方にはご了解をいただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） だから、残りも借上げてちょうだいということは言わないんやろな、そういうだめ押しはしてるんやろなと。寝てる子を起こすから、そんなこと聞かれへんと言いはるのかどうか知らんけども。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 信頼関係におきまして、そういうことはございません。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩田秀雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

~~~~~

○議長（岩田秀雄君） 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者（大塩民生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきまして、条例制定、補正予算をご審議を賜りまして、原案どおりご決議を得まして、本日閉会の運びとなりましたことは、組合運営のためにまことにご同慶にたえないところでございます。

終わりに臨みまして、議員の皆様方には健康にご留意いただきまして、今後もこの組合がさらなる発展をすることを祈念申し上げまして、大変簡単でございますけれども、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岩田秀雄君） 第2回組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会は、条例の制定、補正予算の重要案件を審議いたしました。議員各位のご精励によりまして、ただいま閉会を宣告できますことは、まことに喜ばしい限りでございます。

議員各位のご精励と理事者各位のご協力に、深く敬意を表するものであります。

議員各位におかれましては、この上とも十分にご自愛くださいますようお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

~~~~~

○議長（岩田秀雄君） これをもちまして、平成21年第2回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後2時16分